

## 藤沢市保育士転入奨励補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県外に居住し、藤沢市内（以下「市内」という。）の保育施設への就職を希望する保育士を対象に、経済的支援を行うことにより、市内の保育人材を確保することを目的として、予算の範囲内において藤沢市保育士転入奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 保育施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園，法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち，市内において法人又は個人が運営する施設。

#### (2) 常勤

次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり，かつ，従事すべき業務が保育であること。

イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって，保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し，保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。

#### (3) 就業体験等交通費支給事業

市内の保育施設に就業する旨の労働契約（常勤契約に限る。）の締結を目的に，保育士が各施設等において面接や職場体験等を行う際に必要となる交通費を支給する事業をいう。

#### (4) 就業開始資金支給事業

保育士が市内の保育施設に就業する旨の労働契約（常勤契約に限る。）を締結する場合において，就業を開始するに当たり必要となる家財道具の運搬及び購入に要する経費を支給する事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 就業体験等交通費支給事業

- ア 保育士資格（資格取得見込を含む。）を有すること。
- イ 神奈川県外に住所を有し，市内の保育施設に就職を希望していること。
- ウ 本補助金について，過去に同事業区分による補助金の交付を受けていないこと。

(2) 就業開始資金支給事業

- ア 保育士資格（資格取得見込を含む。）を有すること。
- イ 保育施設を運営する事業者（それぞれの保育施設間で人事異動を行う等，相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤として新規雇用（見込を含む。）されていること。
- ウ 神奈川県外に住所を有していた者が，市内の保育施設に就職するにあたり，市内に住民登録を行っている又は行う予定があること。
- エ 本補助金について，過去に同事業区分による交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

(1) 就業体験等交通費支給事業

補助対象者が各施設等において面接や就業体験等を行う際に必要となる居住地から当該実施場所までの交通費とする。ただし，交通費は経済的且つ合理的な経路及び交通手段等によるものとし，タクシーの利用や特別料金等については，特に必要性が認められる場合を除き，対象としない。

(2) 就業開始資金支給事業

補助対象者が就業を開始するに当たり必要となる家財道具の運搬及び購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

(1) 就業体験等交通費支給事業

実費相当額とし，5万円を限度とする。

(2) 就業開始資金支給事業

実費相当額とし，10万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，藤沢市保育士転入奨励補助金交付申請書（第1号様式）を原則として補助対象となる事業の実施前までに市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第7条 前条の規定により，補助金交付の申請があったときは，審査のうえ，補助金交付の

可否及び交付すべき補助金の額を決定し、藤沢市保育士転入奨励補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金事業内容変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業内容に変更が生じたとき、又は変更しようとするときは、藤沢市保育士転入奨励補助金事業内容変更承認申請書（第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該変更承認の適否を審査し、適当と認めるものについて、藤沢市保育士転入奨励補助金事業内容変更承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業完了届及び補助金の請求）

第9条 交付決定者は、事業完了後、藤沢市保育士転入奨励事業完了届兼交付請求書（第5号様式）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じた書類を添えて、市長に提出するとともに、補助金を請求するものとする。

（1）就業体験等交通費支給事業

- ア 藤沢市保育士転入奨励補助金就業体験等実施報告書（第6号様式）
- イ 保育士証（資格取得見込証明書でも可）の写し
- ウ 補助対象経費の領収書等の写し

（2）就業開始資金支給事業

- ア 雇用証明書（第7号様式）又は雇用見込証明書（第8号様式）
- イ 保育士証（資格取得見込証明書でも可）の写し
- ウ 住民票（直近3か月以内）の写し
- エ 補助対象経費の領収書等の写し

2 市長は、前項の規定による事業完了届の提出及び補助金の請求があったときは、交付すべき補助金の額を確定することとし、当該確定額が第7条の規定による補助金交付決定額（第8条の規定による補助金事業計画変更承認通知に係る補助金交付決定額を含む。）と異なるときは、藤沢市保育士転入奨励補助金交付額確定通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による完了報告及び請求があり、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付を受けた者の責務）

第10条 本補助金のうち、就業開始資金支給事業による補助金の交付を受けた者は、その趣旨を踏まえ、本市の保育施設において誠実に保育業務を遂行するとともに、保育の質の向上のため自己研鑽に努めるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合。
- (3) 就業開始資金支給事業において、雇用された年度内に退職した場合。ただし、本人の意思によらず雇用者の都合で解雇された場合及び災害その他やむを得ない理由により市長が認めたときは、この限りでない。
- (4) 就労後1年を経過する前に保育施設を退職したとき。ただし、やむを得ない理由として市長が認めたときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る部分についてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第13条 本補助金の交付を受けた者は、補助金交付決定通知書等、当該補助金の交付に係る証拠書類を整備し、事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和3年3月31日改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公表の日から施行する。